

技能実習法に基づく行政処分等の件数（令和 3 年 1 1 月末現在）

○ 監理団体

	総計	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
許 可 取 消 し	30	1	4	13	12
事 業 停 止 命 令	0	0	0	0	0
改 善 命 令	10	0	0	2	8

○ 実習実施者

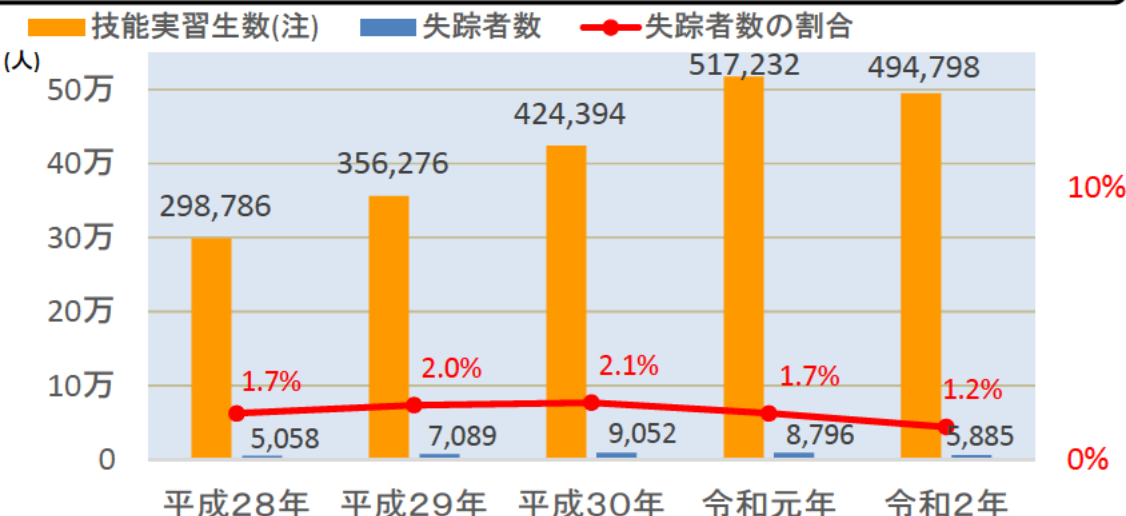
	総計	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
計 画 認 定 取 消 し	2,860 (228者)	151 (8者)	244 (23者)	1,001 (77者)	1,464 (120者)
改 善 命 令	14	1	2	6	5

（注）平成29年11月から技能実習法が施行されているところ、平成29年度に行政処分等を行われなかった。



1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注) 技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
 - ・ 技能実習計画の認定制
 - ・ 定期的な実地検査
 - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
 - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
 - ・ 監理団体の許可制
 - ・ 母国語相談体制の充実
- ◇ 法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討 (PTにおける主な指摘事項)
 - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
 - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
 - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

3 失踪防止に向けた主な施策

① 不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

② 実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

③ 失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

④ その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。



外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらう必要があります。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

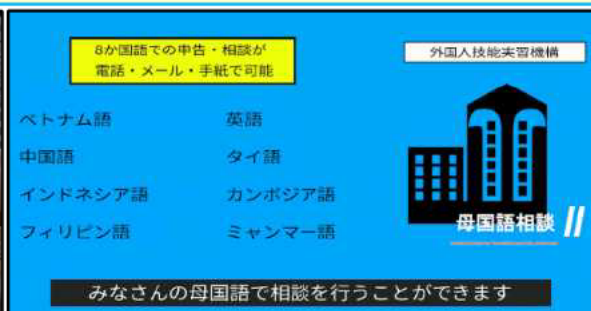
○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



動画タイトル：外国人技能実習制度について（技能実習生・これから技能実習生になる皆様へ）

掲載リンク：https://www.moj.go.jp/isa/about/pr/nyuukokukanri01_00182.html（出入国在留管理庁ウェブサイト）



① 本国への帰国が困難な方

⇒ 「**特定活動（6 か月・就労可）**」又は「**特定活動（6 か月・就労不可）**」への在留資格変更が可能です

※ 「**特定活動（6 か月・就労可）**」は、従前と同一の業務（注）で就労を希望する方に限ります

（注）従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に係る業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。））」で就労することも可能です（令和2年8月12日追加）

※ 「**特定活動（6 か月・就労不可）**」又は「**短期滞在**」等就労が認められない在留資格で在留している方であって、本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動許可（週28時間以内）を受けて就労することが可能です（令和2年12月1日追加）

※ 帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「**特定活動（4 か月・就労可）**」への在留資格変更が可能です

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続（注）が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

⇒ 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「**特定活動（最大1年・就労可）**」への在留資格変更が可能です

（注）予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります（令和2年9月7日追加）

【以下については技能実習2号を修了される方へのご案内です】

④ 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

⇒ 移行準備の間、「**特定活動（4 か月・就労可）**」への在留資格変更が可能です

※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります

※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00197.html

⑤ 「技能実習3号」への移行を希望される方

⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「**技能実習3号**」への在留資格変更が可能です

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00146.html

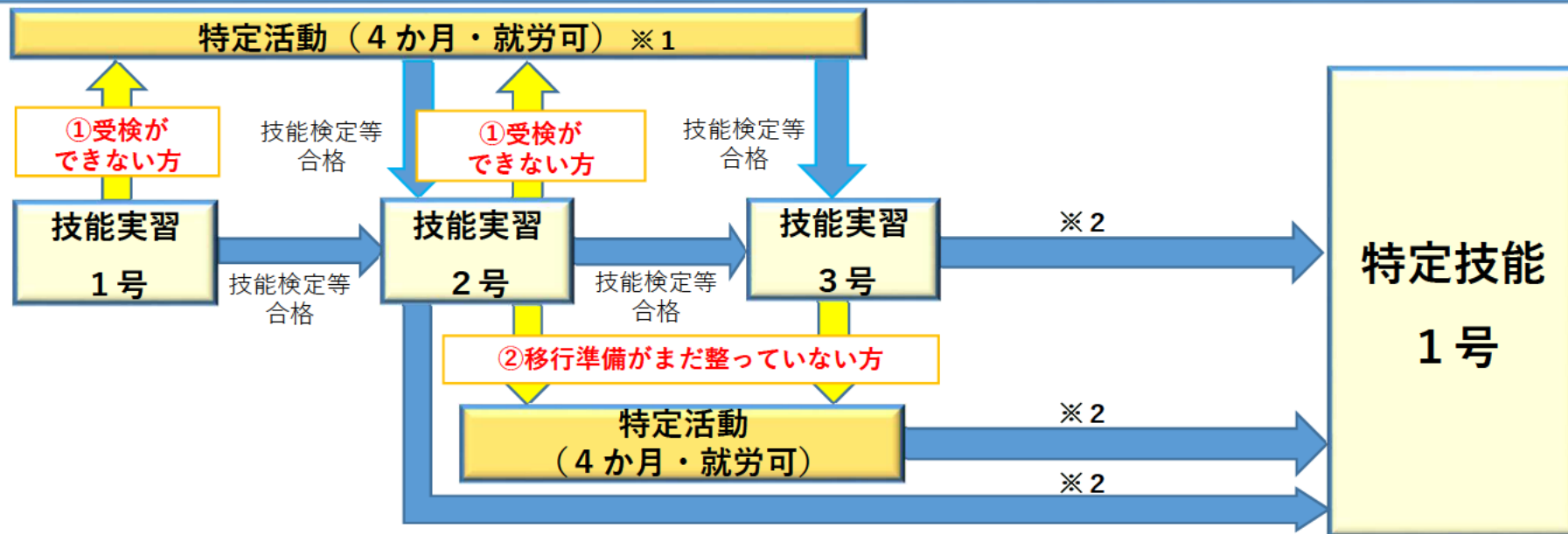
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて（チャート図）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（※3）（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「特定活動（6か月・就労可）」（※4）又は「特定活動（6か月・就労不可）」（※5）等への在留資格変更が可能です（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

- ※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。
- ※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。
- ※3 予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります。
- ※4 従前と同一又はこれに関係する業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。）。
- ※5 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動許可（週28時間以内）を受けて就労することが可能です。